

2014年度 法科大学院 第3回既修者入学試験問題

1 時限

憲法(論文式)

試験時間 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

最高裁判所は、平成23年3月23日の大法廷判決において、平成6年に公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下「法」という。）第3条第2項で定められたいわゆる「一人別枠方式」の合理性は、平成21年の総選挙時には、もはや失われていたとの判断を示した。しかし、平成24年12月16日に行われた衆議院議員選挙は、従来の一人別枠方式に基づく選挙区割りに基づき実施され、選挙の当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は1対2.425となっていた。その間、国会では、平成24年11月16日に、小選挙区選出議員の定数を300人から295人に改め、一人別枠方式を定めた法第3条第2項を削除する法律が成立していたが、旧制度のまま選挙が実施されたという事情があった。

設 問

Xは、平成24年12月16日の衆議院議員選挙につき、選挙無効訴訟を提起しようと考えている。あなたがXの訴訟代理人であるとして、当該訴訟において、どのような憲法上の主張を行うか。想定される反論をふまえたうえで、述べなさい。

（解答は全て解答用紙に記入すること）